次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二　排煙設備

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準
（略）				
三　建築基準法施行令第百二十条の二第一項に規定する居室等	(一)・(二)　可動防煙壁	（略）	煙感知器による連動の状況	発煙試験機等により作動の状況を確認する。
	(三)			（略）
	(四)・(五)	（略）		
（略）				

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(十四)及び(二十七)並びに三項(三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)から(十一)まで、(十三)、(十五)、(十六)及び(二十)、二項(一)から(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から(十七)まで及び(十九)から(二十一)まで、三項(二)、(四)及び(五)並びに四項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)まで	前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

改正前

別表第二　排煙設備

	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準
（略）				
三　建築基準法施行令第百二十条の二第一項に規定する居室等	(一)・(二)　可動防煙壁	（略）	煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。
	(三)			（略）
	(四)・(五)	（略）		
（略）				

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる点検方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(十四)及び(二十七)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)から(十一)まで、(十三)、(十五)、(十六)及び(二十)、二項(一)から(八)まで、(十)、(十一)、(十三)から(十七)まで及び(十九)から(二十一)まで、三項(二)から(五)まで、並びに四項(二)から(七)まで及び(九)から(十五)まで	前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録